

第2節 地域経済産業グループ	124
1. 2022年度の地域経済産業政策に関する主な動き（総論）	124
1. 1. 工場立地動向調査	124
1. 2. 地域経済を牽引する事業・企業への支援	125
1. 3. 産業インフラ施策	126
1. 4. 地域の持続的発展に対する施策	129
1. 5. 沖縄振興対策	129
1. 6. 東日本大震災の被災地における産業復興支援施策	130
1. 7. 地域経済分析システム（R E S A S）	130
1. 8. 地域経済産業の動向	130
1. 9. 中心市街地活性化の推進	130

第2節 地域経済産業グループ

1. 2022年度の地域経済産業政策に関する主な動き（総論）

昨今の地域経済は、新型コロナウイルス感染症による経済の落ち込みや、ロシアによるウクライナ進行に端を発するエネルギー価格の高騰等に加えて、少子化の影響による構造的な問題を抱えている状況であり、地域の稼ぐ力を高め、良質な雇用を作っていく必要性が高まっている。そこで、地域経済の中心となる地域の中堅・中核企業の成長促進や、地方への企業の立地促進など、2022年度においても地域の実態に応じた各種の施策を実施した。さらに、2回の産業構造審議会地域経済産業分科会を開催し、地域経済産業政策の現状と課題、地域未来投資促進法の施行状況、地域未来牽引企業の中間評価について整理し、今後の方向性の検討を進めた。

地域未来投資促進法については、2022年10月に、「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」を改正し、「都市計画法」の市街化調整区域における開発許可の手続きに関する配慮の対象施設を拡充した。

サプライチェーンの強靭化については、国際情勢の変化により供給途絶リスクが生じている原材料（パラジウム・石炭）の安定供給対策のため、「国際情勢の変化を踏まえた原材料安定供給対策事業（サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金）」を実施した。

また、中小企業等を支援する「事業再構築補助金」においては、海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靭化及び地域産業の活性化に資する取組を実施する事業者（製造業）を対象とする「サプライチェーン強靭化枠」を新設した。

さらに、中堅企業支援の取組として、2回の「中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループ」の開催を通じて、重点3本柱の取組方針（①事業再生・M&Aを含む事業承継の促進、②若手人材のU I Jターン等の人材の確保・育成の支援、③DX・研究開発・海外展開等の新たなビジネス展開の支援）を関係省庁で連携して進めていくことを確認した。また、本取組方針に基づく支援施策について、地域の中堅企業・金融機関等に対して説明を行うとともに、中堅企業等の現場の課題やご意見等を伺う「中堅・中小企業向け施策に関する説明・意見交換会」を大分県大分市と福島県郡山市で開催した。

1. 1. 工場立地動向調査

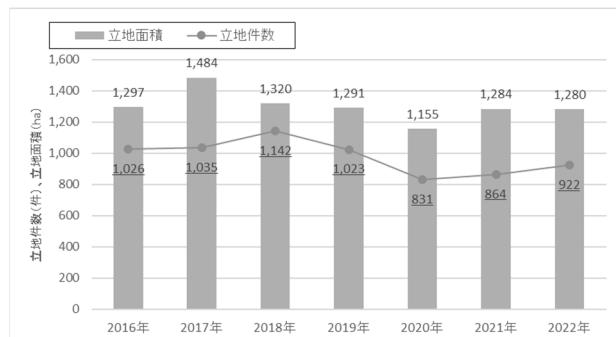
（1）経緯・概要

工場立地動向調査は、「工場立地法」第2条に基づき、1967年から実施されており、全国の製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業（水力発電所、地熱発電所、太陽光発電所を除く）、ガス供給業、熱供給業のための工場又は事業場を建設する目的を持って取得（借地を含む）された1,000m²以上の用地（埋立予定地を含む）を対象としている。また、1985年からは研究所（民間研究機関で、主として前記4業種に係る分野の研究を行うものに限る。）の用地も併せて調査している。

（2）2022年工場立地動向調査の概要

（ア）全国の工場立地の概況

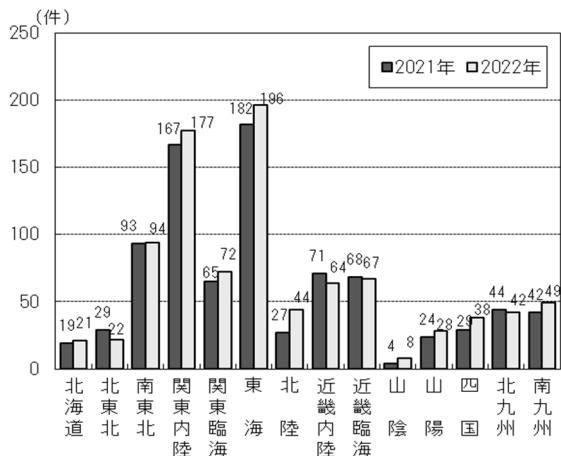
2022年の全国の製造業等の工場立地件数は922件、工場立地面積は1,280haで、工場立地件数は前年と比べ増加し、工場敷地面積は前年と比べ減少となった（第1図参照：全国の製造業等の工場立地の推移）。



第1図 全国の製造業等の工場立地の推移

（イ）地域別の工場立地の概況

2022年の製造業等の立地件数の多かった地域は、上位から順に東海（196件）、関東内陸（177件）、南東北（94件）であった（第2図参照：地域別工場立地件数の年次比較）。

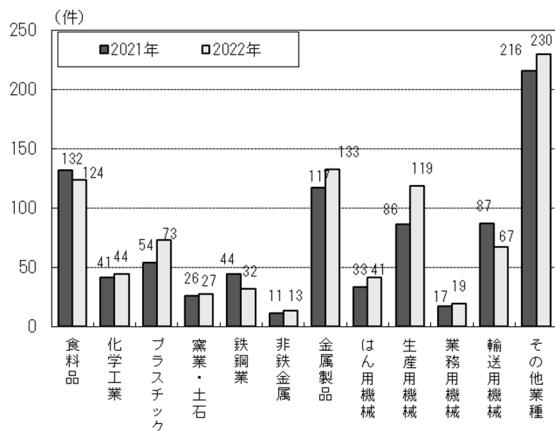


第2図 地域別工場立地件数の年次比較

(備考) 各地域に含まれる都道府県		
北海道	北海道	近畿内陸
北東北	青森、岩手、秋田	滋賀、京都、奈良
南東北	宮城、山形、福島、新潟	近畿臨海
関東内陸	茨城、栃木、群馬、山梨、長野	山陰
関東臨海	埼玉、千葉、東京、神奈川	山陽
東海	静岡、愛知、岐阜、三重	四国
北陸	富山、石川、福井	北九州
		福岡、佐賀、長崎、大分
		熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

(ウ) 業種別の工場立地の概況

製造業等の工場立地件数を見ると、立地件数の多かった業種は、その他業種を除き、多い順に金属製品製造業（133件）、食料品製造業（124件）、生産用機械製造業（119件）、プラスチック製造業（73件）の順となった（第3図参照：業種別工場立地件数の年次比較）。



第3図 業種別工場立地件数の年次比較

1. 2. 地域経済を牽引する事業・企業への支援

(1) 地域未来投資促進法

(ア) 経緯

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）」は、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の改正により、2017年7月31日に施行

された。同法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するものである。具体的には、地方公共団体が策定した基本計画に基づき、都道府県知事が承認した地域経済牽引事業に対して、税制・金融・規制緩和・予算等の支援を講じている。

また、2021年8月には、地域未来投資促進法に基づく規模拡大に資する支援策について、資本金によらない新たな支援対象類型を創設し、中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群まで対象を拡大する改正を含む、「産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」の一部が施行された。

さらに、2022年10月には、「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」を改正し、「都市計画法」の市街化調整区域における開発許可の手続きに関する配慮の対象施設として、「コンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した施設」を追加した。

(イ) 概要

地域未来投資促進法に基づく基本計画及び地域経済牽引事業計画の策定状況は次のとおりである。

(A) 基本計画の策定状況

2022年3月末時点での同意を得た基本計画は全国47都道府県で265件である。

(B) 地域経済牽引事業計画の策定状況

2022年3月末時点での各都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画は3,743件である。

(2) 地域未来牽引企業

(ア) 経緯

2020年2月に地域未来牽引企業制度の見直しを行い、現在選定されている地域未来牽引企業について、2024年度までの取組や2022年度に実施する中間評価の結果も踏まえて、2025年度に更新を複層的に判断することとなった。

産業構造審議会地域経済産業分科会（2021年6月24日開催）において、地域未来牽引企業の中間評価等を議論し、基礎評価項目と加点評価項目による評価を実施する方向性が示された。

2022 年度中には、中間評価を行い、地域経済への波及効果に関して、同業種・同規模企業の平均と比較できるデータを示すことで自社の位置づけの客観的な把握を可能とともに、各企業の状況に応じて適切な政策を提案するなどした。

(イ) 概要

地域経済の中心的な担い手となり得る地域未来牽引企業は、2017 年、2018 年、2020 年に選定を行い、これまでに選定された企業は全国で約 4,700 者となっている。

(3) 地域企業デジタル経営強化支援事業及び地域産業デジタル化支援事業

(ア) 経緯

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、デジタル化は不可逆的に進展している。各国では、非接触・リモート社会の構築に向けて、デジタル投資が加速しており、デジタル技術の活用の成否が企業・産業の競争力に直結する。

地域企業・産業が、こうした動きに取り残されることなく、生産性を向上し、付加価値を生み出していくためには、デジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション（DX））を実現していくことが不可欠である。

そこで、各種の取組を通じて、地域企業・産業で取組が遅れている DX を強力に支援・推進する本事業を 2022 年度に創設した。

(イ) 施策

「地域未来 DX 投資促進事業」のうちの「地域 DX 促進活動支援事業」と「地域デジタルイノベーション促進事業」について、「地域 DX 促進活動支援事業」では 2022 年度に、27 件、約 5 億 2,900 万円を採択し、支援コミュニティが実施する地域企業の課題分析・戦略策定の伴走型支援や IT ベンダー等とのマッチング等の活動を支援した。また、「地域デジタルイノベーション促進事業」では、2022 年度に 16 件、約 3 億 300 万円を採択し、新たなビジネスモデルの構築に向けて地域企業等が行う実証事業を支援した。

1. 3. 産業インフラ施策

(1) サプライチェーンの強靭化

(ア) 経緯

新型コロナウイルス感染症の拡大を発端として、人の移動制限や生産活動の縮減、物流の停滞により、グローバルサプライチェーンに障害が生じたほか、需要が急増した医療物資については、多くの国で輸出制限が行われ世界的に供給不足が見られた。

このようにコロナショックで世界経済が激変する中、在庫の少なさ、海外生産比率の高さ、部品の海外からの輸入拡大などの特性を持つ我が国サプライチェーンにおいても、多くの製造業で部品供給の滞りにより生産工程全体が停止し生産が大幅に減少するなど生産活動の停滞としてその脆弱性が顕在化することとなった。

(イ) 施策

こうした状況を受け、令和 2 年度第 1 次補正予算において創設した「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」について、2020 年度及び 2021 年度の公募実施に続き、過去公募回の残余額及び令和 4 年度予算予備費を活用し、2022 年 3 月から 5 月にかけて 3 次公募を実施した。

公募の結果、生産拠点の集中度が高い製品・部素材（半導体関連、洋上風力発電関連、航空機関連等）、国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材（抗原検査キット、検査用スワブ、PCR 検査試薬、給湯器関連物資）、生産拠点の集中度が高い製品・部素材の生産等に必要な部品等、ウクライナ情勢の影響を受ける原材料（半導体製造プロセス用ガス関連、パラジウム関連、焼結鉱用石炭原料関連、亜鉛青炭含む黒青炭関連）に関する事業として計 85 件、約 974 億円を採択した。

また、令和 4 年度第 2 次補正予算により、国際情勢の変化により供給途絶リスクが生じている原材料（パラジウム・石炭）の安定供給対策に向けた予算措置を実施し、2023 年 2 月より「国際情勢の変化を踏まえた原材料安定供給対策事業（サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金）」の公募を行った。

加えて、令和 4 年度第 2 次補正予算により、中小企業等を支援する「事業再構築補助金」において、海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靭

化及び地域産業の活性化に取り組む事業者（製造業）を対象とする「サプライチェーン強靭化枠」を新設し、2023年3月に1回目の公募を開始した。

（2）ビジネス・インキュベータ（B I・新事業支援施設）

（ア）経緯

1999年の「新事業創出促進法」の制定以来、創業支援や新事業創出促進等を目的とした新事業支援施設（ビジネス・インキュベータ（B I））の整備に取り組んできた。

（イ）概要

B Iは、創業間もない企業等に対し、不足するリソース（低賃料スペースやソフト支援サービス等）を提供し、その成長を促進させることを目的に、国、地方自治体、第三セクター、商工会議所等の公的機関や民間企業等によって整備・運営されている。B Iには、入居者の様々なサポートを行う専門の支援人材（インキュベーション・マネジャー（IM））が配置され、技術開発、経営、マーケティング、その他の起業全般に係る諸問題に対し自ら対応とともに、外部の専門家等につなぐことで高度かつ専門的課題にも対応している。

（ウ）施策

独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備・運営するB Iにおいて、入居者等に対する新事業展開のための総合的なサポートを行うとともに、ソフト支援機能の質的向上を図るため、他のB I、IM、支援機関、大学等との連携による支援ネットワークの構築を進めている。加えて、令和4年度第2次補正予算において、各B Iの機能強化に向けた予算措置を行い、こうした機能強化に着実に取り組んでいる。

（3）工業用水道等の整備促進

（ア）経緯

（A）地下水取水規制と工業用水

1950年代前半に大都市臨海部の工業地帯において、地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下及び地下水の塩水化等が顕著となった。この解決には、水使用合理化はもちろんのこと、地下水の取水を規制し、地下水から強制的に転換するための代替水の供給が必要となってくる。このことか

ら1956年に工業における地下水の取水規制を目的とした「工業用水法」を制定し、代替水源である工業用水道の整備のための地盤沈下防止対策事業として、工業用水道事業費補助制度が創設された。以来、「工業用水法」指定地域における地下水位の回復、地盤沈下の沈静化等、かつて深刻な問題地域であった既成工業地帯の地下水障害の問題解決において、工業用水道の整備はその中心的役割を果たしている。

（B）産業基盤整備の一環としての工業用水道

我が国の均衡ある国土開発に向け、道路及び港湾等と並んで工業用水道が重要な産業インフラであるとの観点から、豊富低廉な工業用水を供給するため、1958年に「工業用水道事業法」を制定した。以来、工業用水道の整備は、均衡ある国土開発及び工業の再配置などの一翼を担うとともに、先行的整備により地下水への安易な依存を防止し、地盤沈下の未然防止の役割を果たしてきた。

（イ）工業用水道の概要

「工業用水道事業法」における工業とは、製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業を指し、これらの工業の用に供する水（水力発電用、飲用に適するものとして供給されるものを除く）のことを工業用水という。工業用水道は、導管により工業用水を供給する施設をいい、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給する事業を工業用水道事業という。

（ウ）現状

（A）工業用水の需要

工業用水の需要は、淡水・水源別用水量（工業用水道、地下水、河川水等から補給する水量）が約103億m³/年（2019年時点）となっている。また、取水量ベース（2019年現在）で日本の水需要の約13%を占めている（表1参照：日本の水使用比率（2019年））。

表1 日本の水使用比率（2019年）

農業用水	生活用水	工業用水
68%	19%	13%

出所：2022年版 日本の水資源の現況（国土交通省）より
算出

(B) 工業用水の水源

2021年 工業統計表によると、工業用水の淡水・水源別用水量の構成比は、工業用水道が約32%と最大の水源となっており、その他淡水が約20%、地下水が約29%、上水道が約19%となっている。

(C) 主な工業用水使用業種

淡水・水源別用水量の多い業種は、パルプ・紙・紙加工品製造業（24.5億m³/年）、化学工業（20.3億m³/年）、鉄鋼業（12.6億m³/年）の順になっている。

(D) 工業用水道事業の整備状況

2022年3月末現在、工業用水道事業の事業体数は149事業者であり、うち、地方公共団体（企業団を含む）が事業主体になっているものが148事業者とその大半を占めている。また、工業用水道事業数は236事業になっている。

2022年3月末現在、工業用水道事業の給水能力については、全国で21.2百万m³/日であり、都道府県別では、山口県（全国の給水能力に占める割合約8%）、愛知県（同約7%）、静岡県（同約7%）、福島県（同約6%）及び茨城県（同約6%）が上位を占めている。

(エ) 現状と課題を踏まえた今後の工業用水道事業施策について（中間取りまとめ後の取組状況について）

工業用水の需要の減少に伴う厳しい経営環境や職員数の減少といった従来からの工業用水道事業における課題に加え、自然災害の頻発化や激甚化、我が国サプライチェーンの脆弱性の顕在化等、近年の工業用水道事業をとりまく新たな課題に対応するため、産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会を開催し、工業用水道施設の更なる強靭化の推進と、それに資する工業用水道事業者の経営基盤の強化に関する施策の方向性について2021年6月に中間取りまとめを行っており、2022年6月には、中間取りまとめ後の取組状況について整理した。

(オ) 工業用水道事業費の補助制度

(A) 工業用水道事業費補助

地盤沈下防止による国土保全を図るとともに、地域経済の活性化を図るための産業基盤整備のため、工業用水の確

保が必要な地域であって、一定水準以下の料金では工業用水を供給し得ない工業用水道事業及び小規模工業用水道事業の建設や、安定給水確保のための施設の強靭化、老朽化施設の改築に対し補助を行っており、令和4年度当初予算においては、継続4事業（うち小規模事業1事業）、強靭化（耐震化、浸水対策、停電対策）25事業に対し補助を行った。

また、令和4年度補正予算においては、強靭化35事業（耐震化、浸水対策、停電対策）、災害復旧2事業に対し補助を行った。

(B) 水資源機構事業費補助

水源を独立行政法人水資源機構のダム等に依存している場合は、事務の簡素化のため、ダム等の建設・改築費用のうち、工業用水道事業者の水源費負担分に係る補助金を直接水資源機構に交付している。2022年度は、継続2事業に対し補助を行った。

(カ) 沖縄振興公共投資交付金制度

沖縄振興公共投資交付金の理念に基づき、地盤沈下の防止と産業基盤整備の促進を図り、工業の健全な発達に寄与することを目的として、沖縄県が事業主体となって実施する工業用水道布設事業について、交付金を交付した。

(キ) P P P / P F I 関係

高度経済成長期に布設された工業用水道施設の老朽化が進み、その更新需要が増している一方で、工業用水道事業は、近年、水利用の合理化の進展等により給水量が漸減し、厳しい経営の状況に置かれている。

その対応策の一つとして、工業用水道分野でもコンセッション方式の導入が有効とされ、政府が推進する「P P P / P F I 推進アクションプラン（平成30年改定版）」において「平成30年度から令和2年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする」とされた。

これを受け、経済産業省は、工業用水道分野におけるコンセッション方式の導入を推進し、2021年度に1自治体、2022年4月に2自治体においてコンセッション事業を開始した。

さらに、2022年度に改定した「P P P / P F I 推進アク

ションプラン（令和4年改定版）」において、2026年度までにコンセッション方式を含めた多様なPPP/PFIの3件の具体化について新たな目標が設定された。

（ク）水道情報活用システム関連

IoTデータの利活用による社会インフラ運営システムを推進するため、水道事業間でのデータ利活用や広域連携のための共通基盤となる水道情報活用システムの標準仕様が2019年に策定され、2020年に上水道分野においてサービス開始をした。

工業用水道分野においても、産業構造の変化に伴う工業用水の需要の増減に対して柔軟に対応していくため、また、デジタル技術等の利活用による業務の効率化、事業の最適化の取組を一層推進していくため、2022年2月に水道情報活用システムへ参入した。

2022年度には、水道情報活用システムを含むデジタル技術を活用し、遠隔地の事業間の連携を図り、スケールメリットを生かした多様な民間活用の導入により、工業用水道事業者の業務の効率化等の実現を目指す事業モデルを創出した。

（4）工場立地法

（ア）概要

「工場立地法」は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを目的に、1973年に法改正がなされた。これにより、一定規模以上の工場に対して緑地の整備や生産施設面積の制限等を義務付ける規定が追加された。また、工場立地に関する調査として、工場適地の調査、工場立地動向調査（前掲）等を行うものとしている。

（イ）見直し後の工場適地調査の実施

「工場立地法」に基づく工場適地調査について、2017年度に開いた、産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会の議論を踏まえ、調査項目や情報提供の在り方等を見直した調査を2018年度から行っており、経済産業省のウェブサイト「Jビジネス土地ナビ」にて2021年度の調査結果を公開している。

1. 4. 地域の持続的発展に対する施策

（1）地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業

（ア）経緯

地域・社会課題が多様化・複雑化し、地方公共団体による課題対応が困難になる中、地域で持続的に課題解決を行うためには、ビジネスの手法を適用してその解決を図ることが必要であり、2020年度から支援制度が創設された。

（イ）概要

地域内外の中小企業等が、地方公共団体等の地域内の関係主体と連携しつつ、地域・社会課題解決と収益性との両立を5地域以上で目指す取組を支援する補助制度を創設した。2022年度は19件を採択し、支援を実施した。また、地域で持続的に課題解決を行うためには、地方公共団体からの地域課題の提示や地域内外の関係主体の連携体制の構築が重要であることから、地方公共団体の課題のオープン化や企業とのマッチング等を委託事業として6件実施した。

（2）若者人材確保プロジェクトの実証事業

（ア）経緯

地域の共通課題である若者人材の流出を防止・流入を促進するため、民間事業者等が地域ぐるみで求人・採用、人材育成、キャリア支援等を行う総合的な取組を支援する制度を創設した。

（イ）概要

民間事業者等が複数の地域企業を束ね、地方自治体、業界団体、経営支援機関等とも連携し、地域ぐるみで若者人材に向けた仕事やキャリアステップを作り、求人・採用、人材育成、キャリア支援等を行う総合的な取組を支援し、2022年度は、20件を採択した。

1. 5. 沖縄振興対策

（1）沖縄振興に関する支援措置

（ア）経緯

沖縄では、1972年の本土復帰以降、「沖縄振興開発特別措置法」の制定と3次にわたる沖縄振興開発計画等によって、主に道路等の公共分野の振興開発が先行して実施されてきた。その結果、インフラ整備等については一定の成果が見られた。しかしながら、沖縄が持続的な発展を遂げていくには、活力ある民間主導の自立型経済の構築が重要である。

成立した。さらに、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」をコンセプトとして、2006 年の第 164 回通常国会において旧中活法が抜本的に改正された（2006 年 8 月 22 日施行）。改正中心市街地活性化法に基づき、地域の創意工夫を活かしつつ、「都市機能の増進」と「経済活力の向上」を柱とし、政府として総合的、一体的な対策を講じることとされた。2006 年に旧中活法が改正されて 6 年が経過し既に幾つかの市で中心市街地活性化基本計画が終了した状況においても、依然として中心市街地の疲弊は深刻で、人口減少の中で地域の経済活力を維持しつつ、高齢化が進む地域の住民にとって住みやすいまちを形成する観点から、中心市街地活性化政策を改めて総点検することとした。この結果、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るため、1. 中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業を認定し、重点支援する制度の創設、2. 中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度並びにこれに係る支援措置、道路占用の許可の特例等の創設を趣旨とする中心市街地活性化法の改正法案を 2014 年 2 月に第 186 回通常国会において提出し、同年 4 月に成立した。

（2）中心市街地活性化のための措置

（ア）「選択と集中」の強化

2006 年 8 月、政府として中心市街地活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に中心市街地活性化本部が設置された。また、市町村が作成した基本計画について、内閣総理大臣による認定制度が創設され、認定された基本計画に基づく事業に対して、各省庁が連携して、重点的に支援することとした。

2014 年の改正では、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、波及効果が高い民間プロジェクトを「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」として、まちづくり会社等の民間事業者が行うにぎわいを生み出すイベントの開催やまちの個性を発見するための研修等の事業を「民間中心市街地商業活性化事業計画」として、経済産業大臣が認定する制度が創設された。

（イ）支援措置の拡充

中心市街地活性化法の 2006 年改正では、1. 市街地の整備改善、2. 都市福利施設の整備、3. まちなか居住の推進、

4. 経済活力の向上の 4 点について各省庁連携して重点的な支援を実施することとされた。

また 2014 年の改正では、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」の認定を受けたものについては、市町村版高度化融資制度、大規模小売店舗立地法の特例、不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減制度等の特例措置を、また、「民間中心市街地商業活性化事業計画」では、中小企業基盤整備機構による協力業務、中小企業投資育成株式会社法の特例がそれぞれ創設され、順次認定事業に対して支援を講じることとされた。

（3）中心市街地活性化の状況

2007 年 2 月に第 1 次の基本計画が内閣総理大臣に認定されて以降、これまでに 150 市 3 町で 156 計画（2023 年 3 月末現在）が認定された。また、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」については、これまでに 17 市 18 計画（2023 年 3 月末現在）が認定された。

さらに、市町村が作成する基本計画等について協議するための中心市街地活性化協議会も各地域で設立されるなど、中心市街地活性化法の活用による取組が広まっている。

2022 年度において経済産業省では、経済活力を向上させるため、事業計画の認定や、民間事業者が行う商業施設及び付随する商業基盤施設の整備・改修に対する支援等を行うことで、中心市街地の活性化の取組を行う主体を総合的に支援した。